

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成27年第4回定例会)

- 1 期 日 平成27年4月22日(水)  
サンロード6階会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後4時30分
- 2 出席委員
- |       |     |     |
|-------|-----|-----|
| 委 員 長 | 原 田 | 孝   |
| 委 員   | 貞 廣 | 齋 子 |
| 委 員   | 梓 澤 | キヨ子 |
| 委 員   | 古 本 | 敬 明 |
| 委 員   | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- |               |     |     |
|---------------|-----|-----|
| 学校教育部長        | 市 瀬 | 秀 光 |
| 生涯学習部長        | 広 瀬 | 宏 幸 |
| 学校教育部参事       | 田久保 | 正 彦 |
| 学校教育部参事       | 早 瀬 | 登美雄 |
| 学校教育部・生涯学習部参事 | 吉 川 | 清 志 |
| 学校教育部次長       | 小 熊 | 隆   |
| 生涯学習部次長       | 井 澤 | 修 美 |
| 学校教育部副参事      | 小 宮 | 健   |
| 学校教育部副参事      | 竹 田 | 佳 司 |
| 教育総務課長        | 小野寺 | 良 夫 |
| 学校教育課長        | 天 田 | 正 弘 |
| 給食センター所長      | 星   | 昌 幸 |
| 習志野高校事務長      | 長 沼 | 仁   |
| 総合教育センター所長    | 西 谷 | 秀 樹 |
| 社会教育課長        | 佐々木 | 博 文 |
| 生涯スポーツ課長      | 片 岡 | 利 江 |
| 青少年課長         | 佐久間 | 心 之 |
| 青少年センター所長     | 高 梨 | 秀 胤 |
| 菊田公民館長        | 関   | 文 雄 |
| 大久保図書館長       | 岡 野 | 重 吾 |
| 学校教育部主幹       | 上 原 | 宏   |
| 学校教育部主幹       | 三 角 | 寿 人 |
| 学校教育部主幹       | 妹 川 | 智 子 |
| 学校教育部主幹       | 田 中 | 憲一郎 |
| 学校教育部主幹       | 小 平 | 修   |
| 学校教育部主幹       | 安 達 | 幸 希 |
| 生涯学習部主幹       | 中 村 | 裕 美 |

#### 4 会議内容

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第4回定例会の開会を宣言

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(1)及び報告事項(7)並びに議案第27号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成27年第2回臨時会及び第3回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

**報告事項(2) 習志野市教育委員会教育長の所掌事務の一部を教育機関等の長に委任する規程及び習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について**  
(教育総務課)

小野寺教育総務課長

習志野市教育委員会教育長の所掌事務の一部を教育機関等の長に委任する規程及び習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を、平成27年4月1日付けで定めたことから、その内容について報告するものである。

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、関係規程の一部を改正したものである。このたび改正した2つの規程について、いずれも法律の一部改正による条ずれを是正したものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

**報告事項(3) 習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令の制定について**  
(教育総務課)

小野寺教育総務課長

習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令を、平成27年4月1日付けで定めたことから、その内容について報告するものである。

機構改革に伴い、教育委員会生涯学習部社会教育課の事務分掌であった、コミュニティセンター及び市民プラザ大久保施設の設置及び管理に関することが市長事務部局の所管となったことから、コミュニティセンター及び市民プラザ大久保に係る定めを削るものである。このほか、「放課後児童会」を「放課後児童健全育成事業」に文言整理を行うなど、所

要の改正をしたものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項（３）は了承された。

#### 報告事項（４） 平成２７年習志野市議会第１回定例会一般質問について（教育総務課）

小野寺教育総務課長

一般質問は、平成２７年３月２日から６日にかけて行われたもので、教育委員会に関するものとして、一般質問が１２名の議員から１９件あったものである。

本定例会では、学校教育分野に関わるものでは、奏の杜地域の児童増加対応として、谷津小学校の学校施設の建替えや谷津南小学校へのバス通学のほか、教員の勤務の実態、屋内体育館における非構造部材の耐震対策、第二中学校の体育館の建替えなどに関する一般質問がなされたものである。また、生涯学習の分野に関わるものでは、放課後児童会の高学年の受け入れや指導員の待遇のほか、指定管理者制度を導入している施設への第三者評価制度の導入状況などに関する一般質問がなされたものである。

本日は、市瀬議員からの質問である『１．一中学区の児童増加対策について総括的に伺う』を、また、清水晴一議員からの質問である『４．指定管理者制度について』を取り上げて説明する。

１点目の市瀬議員からの質問は、『１．一中学区の児童増加対策について総括的に伺う』、（１）谷津小学校など第一中学校区内における児童・生徒の受け入れ体制はどのようなになっているのか伺う、についてである。これに対し、ＪＲ津田沼駅南口開発に伴う児童増加対応として、主に、３点について、答弁したものである。１点目は、谷津小学校区の仲よし幼稚園跡地の通学指定校を向山小学校としたこと、２点目は、奏の杜１丁目９番、１０番及び奏の杜２丁目２番の街区は、児童の安全・安心の観点からバス通学を導入することとして、通学指定校を谷津南小学校に変更したこと、３点目は、谷津小学校の今後の学級数を見て、現在のグラウンドに一定期間使用する校舎を併置し、あわせて、建築物の老朽化対策を図るうえで、既存建物の校舎及び体育館を建て替える計画としたこと、である。

また、このことに加えて、谷津小学校に設置する一定期間使用する校舎の規模は、図書室などの特別教室や保健室を整備するほか、普通教室は１４教室分確保する計画であることや、建替え後の新校舎の規模は、３０学級分の普通教室を確保するなどの計画として、平成２７年度から設計業務を実施していく方針であることを答弁している。

さらに、通学指定校の変更に伴うバス通学については、安全整理員を配置したうえで、乗降場所やバス車内の安全・安心への対応を図り、既存バス路線を活用し、通学児童に定期券を支給することで対応することとしており、これらの関連事業費を本定例会に一般会計予算案として計上している、ことの答弁をしたものである。

この１回目の答弁後、１０項目に亘る再質問と２点の要望を受けており、バス乗車に際しての児童の安全確保及び通学路の安全確保についてや、今後、児童が増えることとなる第一中学校区内にある谷津・向山・谷津南小学校の学校教育活動についてなど、様々な角度から再質問があった。これらに対しては、登下校時間帯におけるバス停留所への安全整理員の配置のほか、バス車内にも人員を１名配置して児童の見守りを行うこと、通学路の安全確保は、警察や学校関係者などで組織する、通学路安全対策協議会の中で点検するとともに、関係機関の協力も得ながら児童の安全確保に努めていくことを答弁している。

教育委員会としては、今後も児童・生徒数の推移を注視し、教育現場の意見を踏まえるとともに、事業者など関係機関とも協議を進めながら、よりよい対応となるよう取り組んでいく。また、子どもたちが増えることにより、活発な教育活動に期待が持てることから、小学校の特色ある学校づくりについて、学校との連携をこれまで以上に密にし、子どもたちが充実感を持てる教育活動が展開できるよう、学校をサポートしていく。

次に、清水晴一議員からの質問は、『4. 指定管理者制度について』、(1) 第三者評価制度の導入状況についてである。この質問に対しては、市長から答弁をしており、その関連として、教育委員会に対し、『公民館などの生涯学習施設は、不特定多数の市民が利用することから、窓口対応などサービスの向上を図っていく必要がある。このような観点から、サービスにかかる第三者評価にどのような見解を持っているか、伺う』という再質問がなされた。これに対し生涯学習施設では、不特定多数の市民の利用を想定して、常にサービスの向上を図ることは必要なことであり、サービスの質が求められるものであることから、既に実施している利用者アンケートに加え、窓口や電話対応などは、利用者等による現地調査を実施することで把握し、その結果を有識者や市民で構成された社会教育委員会議や公民館運営審議会に報告のうえ、意見をいただくことを計画している、ことを答弁した。今後の方針としては、指定管理者の現地調査を実施して、その結果を社会教育委員会議などに報告し、いただいた意見を踏まえながら、サービスの向上につなげていきたいと考えている、と概要を説明

梓澤委員

市瀬議員から質問のあった、仲よし幼稚園の跡地の件について、今後の処理方針に、平成30年度以降の入居時点での状況等を注視していきたいとあるが、現在開発業者との協議はしているのか、と質問

小野寺教育総務課長

仲よし幼稚園跡地に建設されるマンション計画については、開発戸数や入居予定日などについて確認している。今後においても、毎年度児童・生徒数の推計を行っていく中で向山小学校にどのくらいの児童が通うことになるのかということについてしっかりと見極めていきたいと考えている、と回答

梓澤委員

仲よし幼稚園跡地にマンションが建設されてから対応するのでは遅すぎると思うので、事前協議の段階で、保育所の設置を要望するなどして、開発業者から児童増加に対する提案を引き出してほしい。また、奏の杜の反省点をこちらでしっかりと活かしてほしい、と要望

吉川学校教育部・生涯学習部参事

現在、事業者に関しては、総合設計制度での建築を予定しており、庁内での協議を進めている。保育所については、当初300平方メートル程度の規模の計画だったが、市から認可が出るような規模でという要望があったため、現在600平方メートル程度の規模で、事業計画を庁内で調整している、と回答

古本委員

第一中学校は平成36年度から生徒数増加により教室数が不足すると推計しており、その先は注視していくということだが、具体的にはどの様にする予定か、と質問

小野寺教育総務課長

将来的には第一中学校についても教室不足というものが考えられる。その時には、谷津小学校と同じように、ある一定規模の一定期間使用する校舎を併設するといった対応が必要ではないかと考えている、と回答

古本委員

早め早めに動くようにしていただきたい、と要望

貞廣委員

まず、谷岡議員から質問のあった、教員の長時間過密労働に関して、教育長にも問題意識を共有していただいていると認識しているが、そもそも現在の学校のカリキュラムでは、教員の人数等は考慮されていないので、当然先生方は、長時間労働になってしまうのだと思う。また、習志野市の良いところではあるが、非常に部活動に熱心であり、国際的な調査でもやはり先生方は部活動で大変忙しいという結果が出ている。もちろん中には、部活動に生きがいを感じている先生もいる一方で、学内の事情でやらなければならない立場に立つ先生や、または、例えばサッカーの知識や経験が無いのにサッカー部の顧問にならなければならない、専門性が無いからこそその苦しみを感している先生方もいる。こうした先生方に部活動支援員という形で負担を軽減する取組みをされている自治体も増えてきているので、現在の習志野市のように部活動に熱心に取り組むという非常に良い財産を、長期的にさらに定着させていくために、支援員制度を充実していただきたい。

次に、谷岡議員から質問のあった、放課後の子どもたちを見守る指導員不足に関して、指導員は、一般的に、免許が無く、習志野市も指導員になるにあたり、特別な資格要件はない。それでも人手不足であると思うが、社会的経済的に苦しい立場に立っている家庭の子どもにこそ、健やかで豊かな放課後を保障していくということが公的なサービスの役割だと思う。なかなか両立させることは難しいが、指導員の不足を補うだけではなく、どのように指導員の質を担保していくかということも、併せて是非考えていただきたい、と要望

小宮学校教育部副参事

部活動の状況について、昨年度まではスポーツエキスパートという名称で中学校の部活動を支援する目的で、支援員を配置した。これは学校からの要望に従って配置をしているものだが、今年度は現在のところ7つの中学校からおよそ1名ずつ、合計8名の配置要望があり、部活動支援員を配置することになっている。また現在、一つの部活について出来る限り複数の教員を配置するような体制を取って対応している。今後状況を見て部活動支援員を増やすなり、支援員を配置する種目を増やすなりの対応を取っていきたい、と回答

貞廣委員

市瀬議員から川崎市での事件についての言及があるが、川崎市における事件の検証を踏まえた習志野市の今後の対応策について、いくつかの点からお伺いしたい。文部科学省から調査がきていると思うが、「7日間以上連続して連絡が取れず、生命身体に被害が生じる恐

れがあると見込まれる者」「学校外の集団との関わりの中で生命身体に被害が生じる恐れがあると見込まれる者」についての、その把握状況についてお伺いしたい。

また、「7日間以上連続して」や「連続して休みがち」というのは、例えば校務システム等でデータベース化されていないと、人事異動もあるため、学校の中で情報が共有されなくなっていくのではないかと思うが、校務システムで把握状況を共有できるようになっているのか、と質問

小宮学校教育部副参事

川崎市の事件を受けての対応について、習志野市としては文部科学省の調査もあり、一週間以上連続して安否が取れないような児童・生徒がいるかを小中学校に確認し、今現在、市内にそのような児童・生徒はいないということ把握したところである。学校外集団との関わりで気になる動きをする児童・生徒もいないと把握したところである。

この事件の折には、文部科学省の調査よりも前に、市内の7つの中学校に指導主事を派遣して、安否確認のとれない児童・生徒がいるかの訪問調査をし、無事が確認されている。4月以降も、まず一日中安否確認が取れないという状況をなくすように、特に中学校には、不登校傾向の生徒が多いので重ねてそういったことが無いようにと、校長に依頼をしているところである。

また、出欠状況について校務システムでの把握状況の共有について、市内の小中学校ではその日の欠席状況について、保健室の黒板或いは職員室のホワイトボード等に誰が休んでいるのか、何年何組は何人欠席がいるのか等を記入し、一日の早い時間帯に、職員が情報共有できるようにしている、と回答

貞廣委員

川崎市の事件を受けて学校と警察との連携についてクローズアップされているが、習志野市の学校警察連絡協議会の開催状況はどのようなものか。また、学校警察連絡協議会よりも学校と警察の対一の関係である「学校警察連絡制度」のようなものの方が機能するのではないかと考えており、そのようなものを習志野市は導入しているのか、もし導入していないとするならば、ぜひ今後そうした実態的な取り組みを検討していただきたい、と質問

高梨青少年センター所長

学校警察連絡協議会に関しては、年3回行われ、各学校の校長に出席いただき、警察との情報共有に努めている。それ以外では、青少年センターが窓口になって習志野警察の生活安全課と連絡を取り合い、情報の早期共有及び早期対応ができるように努めている、と回答

古本委員

谷岡議員からの質問について、先生方の仕事量が多いのは事実であり、それに関して教育委員会は対策を考える必要があると思う。学校の先生方が土日も含めて部活動で指導しているが、スポーツに関してはそれぞれの専門ではない方が多いのが現実である。プロのレベルに近い人たち、もしくはプロの選手たちでも能力があるのにもかかわらず、中学高校時代はまったく発見されることが無く、大学で、良い指導者に巡り合えて才能が開花したというケースも多くある。また、現在、プロだった人、もしくはそれに近かった人が競

技を引退した段階で、今まで培ってきた技術を使う場所があまりないという事例がある。引退した、能力のある技術の高い方々を指導員やアシスタントのような形で採用して指導していただき、それを教育者としての立場で先生方が管理するというようにするだけでも、だいぶ先生方の労力は減らせるのではないかと。予算の問題もあるかとは思いますが、質を上げながら先生方の仕事を少しでも減らすことを考えることも必要ではないか。引退した方々の中にもボランティアで子供たちの面倒をみている方々は多くいる。各学校で一人や二人ではなく、そのような指導員が各部活で見つければだいぶ変わっていくのではないかと要望

梓澤委員

谷岡議員からの質問のうち指導員の早急な待遇改善と指導員の確保について、一番の原因は賃金の低さではないか。現在、民間企業が募集をかけてもどこもなかなか人が集まらない現状で、やはり現在の賃金では有資格者はなかなか集まらないと思う。今後、賃金を高くしていく予定はないのか。また、指定管理者制度の導入なども考えてもいいのではないかと、と質問

佐久間青少年課長

今年度より指導員が支援員と呼称が変わっている中で、また児童福祉法の改正に伴って支援員の資格要件が変わった。支援員になるためには要件として教員免許または保育士免許等が求められる。その中で放課後児童会の質の向上を図るため、毎月一回程度、支援員を集め、市で研修を行っている。

賃金については、習志野市内の臨時的任用職員の採用にあたってのバランスを考え、今年度は時給を1040円とした。今後は、資格要件が明確になった中で、近隣市等の状況を検証し、改善を図っていくことを検討し始めている、と回答

原田委員長

いくら上がって1040円になったのか、と質問

佐久間青少年課長

26年度、27年度、それぞれの予算で15円ずつ上げ、2年間で30円上がった状況である、と回答

原田委員長

放課後児童会について、待遇が非常に悪く、なかなか人が集まらないと聞く。待遇改善について、できるだけ努力していただきたい、と要望

梓澤委員

無資格者でも、2年間、経験を積むと、指導員としての資格を得られるので、有資格者と無資格者の賃金の格差を作らなければ不満が出ると思う。しっかりとした賃金の底上げも必要ではないかと発言

広瀬生涯学習部長

全国統一の資格要件があるが、委員から指摘のあったように2年間の経験があり、県の

研修を受ければ同じような支援員としての資格を与えられる。今後どのように対応していくか課題である。

賃金については、近隣市と比べて時給は安価であり、来年度も時給を上げられるよう努力をしていきたい。

指定管理者への委託等について、今後考えていくべき方向性の一つである。数年前に公設公営で実施してほしい旨の陳情が議会に提出されたことがある。時代背景も踏まえながら、今後、委託もしくは指定管理者制度導入の方向も検討しなければならないものと認識している、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（４）は了承された。

### **報告事項（５）習志野市教育委員会決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について （学校教育課）**

竹田学校教育部副参事

平成２７年教育委員会第３回定例会において、平成２７年４月から開始する子ども・子育て支援新制度に伴い、幼保連携型認定こども園に関する事務が、全て市長の職務権限とされたため、教育委員会が所掌していた事務について、教育委員会の所属から削除する規則等の改正を行った。本議案については、これと同様の取扱いがあり、習志野市教育委員会決裁規程、習志野市教育委員会文書管理規程、習志野市教育委員会教育長の所掌事務の一部を教育機関等の長に委任する規程及び習志野市学校給食運営委員会規程を改正したので、報告するものである。今後は、教育委員会はこども園に対して、教育的な面から一定の関与を行うという仕組みになる、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項（５）は了承された。

### **報告事項（６）習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額に関する規則の制定について**

**（学校教育課）**

竹田学校教育部副参事

平成２７年教育委員会第１回臨時会において、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新制度に移行した認定こども園、幼稚園及び保育所の保育料は、各家庭の所得に応じて負担額を定めることとなったため、習志野市立幼稚園保育料等徴収条例の改正について説明した。この際、具体的な金額については、規則で定めることとしたが、この度、平成２７年３月３１日付けで国の政令が公布されたことに伴い、習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額に関する規則を制定したので、報告する。なお、市立幼稚園保育料及び市立こども園の１号認定を受けた子どもの保育料については、平成２７年度及び２８年度は現行の９８００円を上限とした上で、低所得者層は国の基準を参考に定めている。平成２９年度以降については、新制度に移行する幼稚園は、市立と私立とで保育料を同額とするという国の基本方針に従い、私立幼稚園の保育料と整合性を図り、



状況を勘案した上で、2万円程度まで引き上げる予定であるが、詳細が決まり次第、改めて報告する、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、報告事項（6）は了承された。

## 報告事項（8）平成26年度習志野市学力調査結果概要について

（総合教育センター）

西谷総合教育センター所長

この調査は平成27年2月5日に全ての習志野市立小学校の4年生及び中学校の2年生を対象に行ったものである。調査結果概要としては、全国で同じ学力調査を実施した全ての学校の平均正答率よりも習志野市の児童生徒の平均正答率の方が高い結果となっている。この結果概要から見える、現時点での成果と課題としては、国語においては、小学校4年生も中学校2年生も読解力や思考力が優れている一方で、漢字の習熟や文法の理解といった言語事項に関する部分については努力を要するという結果となっている。算数・数学においては、小学校4年生は四則計算の力が高いが、中学校2年生では分数を含む除法に関する計算力が課題となっている。英語においては、長文を読み取る力は備わっているが、単語を正しく書いたり、文法を正確に理解したりするという点で課題がある。

現時点では分析が十分とは言えず、プロジェクトチームとして習志野市学習指導改善委員会を設置し、国語、算数・数学、英語の各部会において調査結果の詳細な分析をするとともに、明らかとなった課題に対応した、より良い授業づくりを目指していく。

2学期には、明らかとなった課題を解決するため、市内代表教員による提案授業を実践する。これらの授業や学習指導改善委員会で話し合われたことを基に授業改善実践DVDを制作し、習志野市内の各小中学校に配布して、それぞれの学校の授業力の向上を目指すものである、と概要を説明

貞廣委員

文部科学省実施の全国学力・学習状況調査では、家庭学習の状況や家族の状況、学校の先生との関係等、いわゆる、質的なデータを、試験の正答率と併せて検証することによって学習の改善を目指すということがされている。点数のみの比較では、さらに手立てを考えるとということも難しいと思うが、今回習志野市が実施した学力調査においては、そのような質的なデータは取れているのか。あるいは、学力調査を行った業者とは別に、習志野市独自で質的なデータを取るといった試みはしているのか、と質問

西谷総合教育センター所長

質的なデータは取っていないが、喫緊の課題であると思うので、今後の検討課題としていきたい、と回答

古本委員

この試験は全国共通で一つの業者が運営しているのか、と質問

西谷総合教育センター所長

習志野市が扱っているテストの業者は、全国を網羅しているわけではない。全国で10%の小学校4年生、全国で7%の中学校2年生の児童・生徒が試験を受けているものである。その中での調査結果概要である、と説明

古本委員

いくつかの業者が実施している学力調査があり、その中から市で業者を選択できるということか、と質問

西谷総合教育センター所長

そのとおりである、と回答

古本委員

今回の調査結果は、全国的に見ているが、全国と比べていいか悪いかでは意味がなく、近隣の市や県と比べる必要がある。テストの点数だけを見て、習志野市は全国平均より高いから良いといっても、近隣の市と比べたらどうであるのかわからない。やはり業者がいくつかある中で、その中から選んで学力調査をするならば、ある程度どこまでの情報を教えてくれるのか業者と折衝する価値はあるのではないか。教育に力を入れていると市で打ち出している以上、ただ点数だけを見て良かった悪かったというのではなく、扱う業者等についても検討していただきたい、と要望

西谷総合教育センター所長

真摯に受け止めて、検討課題としていく、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(8)は了承された。

#### 報告事項(9) 東習志野小学校の通学区域変更による現況について

(学校教育課)

天田学校教育課長

近年の東習志野地区のマンション等の開発により、東習志野小学校の児童増が激しく、数年後には教室が不足することが予想されている。そこで、昨年度、東習志野2丁目18番の通学区域について、東習志野小学校が指定校である、東習志野2丁目18番の通学区域の一部、通称ユトリシア壺、弐、参、四番街については、実花小学校を選択できる弾力化通学区域とすること、今後入居予定のユトリシア五番街は、実花小学校区に変更することを習志野市通学区域審議会での審議を経て、平成26年教育委員会第7回定例会において、弾力化通学区域と一部指定校の変更について可決していただき、本年度4月1日より施行している。

指定校を変更したユトリシア五番街については、未入居であり、まだ通学している児童はいないが、すでに入居している、壺番街から四番街にお住いの家庭において、弾力化を利用して実花小学校に通学している児童は、58名おり、全て新入生である1年生である。このことにより、東習志野小学校においては、児童数は微増ながら、学年5学級規模を維持することが予想される。また、実花小学校においては、例年、学年が2から3学級規模

で推移してきたが、本年度1年生が4学級となっている。

通学路として指定したあたご橋に1名、学校近くの信号のある横断歩道に1名の指導員に立っていただくとともに、実花小学校においては、安全指導を行うなど、子どもたちの安全確保に努めている。実花小学校においては、今後、学年4学級規模で推移すると予想しており、今後の入居状況や周辺の開発について十分に注視し、学校規模の適正化に努めていく。なお、本年度に開催予定の通学区域審議会においても報告するとともに、学校規模の適正化について審議していく、と概要を説明

貞廣委員

実花小学校への指定校変更の主な理由はどのようなものがあるのか。例えばカリキュラムに魅力があるのか。実花小学校はどのような努力をしていたのか、と質問

天田学校教育課長

通学の距離がユトリシアから実花小学校の方が近いこと、また、通うべき東習志野小学校の方が、児童数が非常に多い環境での校舎活用になっていることもあり、壺番街から四番街の児童に関しては58名が実花小学校を選択し通うようになったと認識している。魅力については、学校にとって非常に大事なものであると捉えているので、今後学校と相談して学校の魅力を家庭に伝えていきたい、と回答

小熊学校教育部次長

補足として、実花小学校に関しては実花幼稚園があり、実花幼稚園にすでにユトリシアから通っている家庭がある。そういったこともあって、今回の弾力化を進めるにあたってかなりの保護者の方が実花小学校を実際に見学し、校長から魅力を説明していただいた。学校から近いということや、広い校庭があり、小学校の陸上大会が開催できるという学校としての大きさというものもある。そのようなことから、多くの保護者が実花小学校を選んだのではないかと考えている、と回答

貞廣委員

多様な学校があって、選ぶ余地がある地域があるのは学校に対して刺激になり、とても良いことである。その一方で、子どもを持つ保護者はどんなに魅力的なカリキュラムがあってもやはり近い学校が一番良いと考える方が多い。やはりそれぞれの一番近い学校が、地域や保護者の方にとってより魅力的になるということが一番大事な部分である。今回は近いからという理由で選択しているという家庭にとっても、カリキュラム等がより魅力的になるように努めていただきたい、と要望

梓澤委員

兄弟で東習志野小学校、実花小学校に別々になったという例はあるか。また、ユトリシアの建物内でも別々の学校に通っている状況はあるか、と質問

天田学校教育課長

現時点では兄弟別々の小学校に通っているという状況は無いと捉えている、と回答

小野寺教育総務課長

ユトリシアについては、壱番街から四番街を弾力化・通学区域とし、東習志野小学校あるいは実花小学校を選択できるということにしている。五番街については、27年度の入居予定となっている。現時点で入居済みの世帯数から見るとやはりそれぞれの街区において実花小学校を選択している家庭、東習志野小学校を選択している家庭とが混在している、と回答

梓澤委員

現状、親が学校を選択している場合がほとんどであると感じる。中学生や高校生であれば自分の意志で学校を選択するが、やはり小学生となると親の目線で学校を選んでいることを念頭に置いてほしい。また、学校間の交流についても地域の方々とも連携し、配慮してほしい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（9）は了承された。

#### 議案第25号 習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)

天田学校教育課長

本議案は、地方公務員法の一部改正等に伴い、県において職員の配偶者同行休業に関する条例が制定されたことから、習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を制定するものである。配偶者同行休業とは、公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度を創設するものである。本制度の概要について、まず、休業の事由としては、職員が外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にすることとなっている。休業の申請及び承認については、任命権者は職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で当該休業を承認できるとしている。休業の期間は、3年を超えない範囲において条例で定める期間となっており、当該期間の範囲内であれば1回の延長が可能となる。休業中の職員の身分は、職は保有するが職務には従事せず、給与は支給しないこととなっている。また、小学校及び中学校管理規則、第48条のモデル規則では、表簿等の保存期間の変更について、千葉県都市教育長協議会会長より通知されている。対象の公文書は、学校沿革史及び卒業証書授与台帳であり、永年保存であったものが30年保存となっている。本市教育委員会としては、学校の歴史を残す意味で必要なものであると捉え、今回は保存期間を永年として変更せずに提案させていただく。今後は他市の状況等を注視していく、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第25号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### 議案第26号 習志野市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

(学校教育課)

天田学校教育課長

本議案は、地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の配偶者同行休業に関する条例が制定されたこと及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定されたことから、市（町村）立学校職員服務規程（モデル規則）の一部改正に併せ、習志野市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を制定するものである。

一点目の配偶者同行休業に関する改正については、議案第25号で説明した通りである。

二点目は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定されたことに併せた改正である。習志野市立学校職員服務規程第16条に、「職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項の規定による消防団員との兼職の承認を受けようとするときは、兼職承認請求書を校長を經由して教育委員会に提出しなければならない」と第2項を新設するものである、と概要を説明

原田委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第26号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成27年5月27日（水）午後3時に決定された。

<報告事項（1）及び報告事項（7）並びに議案第27号は非公開>

**報告事項（7）秋津小学校学校運営協議会委員の任命について**

(指導課)

小宮学校教育部副参事

秋津小学校学校運営協議会委員の任命について、概要を説明

報告事項（7）は了承された。

**議案第27号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について**

(社会教育課)

佐々木社会教育課長

習志野市史編さん委員会委員の委嘱について、概要を説明。

採決の結果、議案第27号は原案どおり可決された。

**報告事項（1）臨時代理の報告について（習志野市立高等学校の校長の任免について）**

(学校教育課)

小熊学校教育部次長

習志野市立高等学校の校長の任免について臨時代理したことについて、概要を説明

報告事項（１）は了承された。

原田委員長が

平成２７年習志野市教育委員会第４回定例会の閉会を宣言